

茶園更新推進事業実施に係る運用について

令和7年3月10日
農産園芸課

宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱（平成10年4月1日農産園芸課）（以下、「交付要綱」という。）における、「茶園更新推進事業」実施に係る運用については、下記によるものとする。

記

1 事業の目的

農業資材の価格高騰により厳しい経営状況が続く中、茶園更新を実施した際に生じる掛かり増し経費を支援し、良質な茶葉の生産を推進することで、荒茶品質の向上を図る。

2 補助対象経費及び補助上限額等

(1) 補助対象経費

茶園更新実施後に必要となる防除や施肥に要する経費

ア 留意点

- (ア) 肥料や農薬の施用の確認は、作業日誌又は領収書等により行うこと。
- (イ) 更新の実施程度を確認するため、事業申請時又は実績報告時に作業を実施した茶園の写真を1枚以上添付すること。

(2) 補助上限額

4,000円／10a以内

- ※ 1ほ場につき、面積に1a未満の端数がある場合は切り捨てとする。
- ※ 1戸当たりの補助上限額は、30haを上限とする。
- ※ 予算額に対し要望額が多い場合は、標準単価の減額を行う。

3 事業実施等の手続き等

(1) 事業実施計画の作成及び提出

事業を実施しようとする事業実施主体は、事業計画書（交付要綱別記様式第1号その17）を作成の上、所管する西臼杵支庁又は農林振興局（以下、「支庁・振興局」という。）に提出するものとする。

(2) 事業実施計画の審査等

支庁・振興局の長は、事業実施計画の内容を速やかに審査し、適当であると認められるときは、県農産園芸課と協議の上、予算配分を受けるものとする。

なお、事業実施主体への補助金の交付にあたっては、交付要綱に定めるところにより実施する。

(3) 事業実績の作成及び提出

事業実施主体は、令和8年2月末までに事業を完了し、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月10日のいずれか早い期日までに事業実績書を作成の上、所管する支庁・振興局の長に提出するものとする。